

別表2

補助対象経費の区分等

1. 補助事業	2. 補助対象経費	3. 基準額	4. 補助率
国内資源循環体制構築に向けた再エネ関連製品及びベース素材の全体最適化実証事業	補助事業を行うために必要な設備費、業務費であって別表第2に掲げる経費並びにその他必要な経費で財団が承認した経費	財団が必要と認められた額	<p>ア 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。</p> <p>イ 第2欄に掲げる補助対象経費と第3欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>ウ アにより算出された額とイで選定された額とを比較して少ない方の額に次の割合を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(1) 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者に補助する場合は1/2</p> <p>(2) (1)で規定する者以外に補助する場合は1/3</p>